

【特集】バーゼル規制改革、最終ステージへ

トレーディング勘定の抜本的な見直し ——リスク感応度方式を標準的方式として提案

金融庁 監督局 総務課 健全性基準室 課長補佐 前田 壮一
日本銀行 金融機構局 国際課 企画役 種村 知樹

バーゼル銀行監督委員会（以下、「バーゼル委」）は2007（08年）の金融危機においてトレーディング勘定のリスクが十分に捕捉されていなかったことをふまえ、09年7月にトレーディング勘定におけるリスク捕捉の強化（いわゆるバーゼル2・5）を公表した。

しかし、バーゼル2・5は危機への応急措置的なものであったため、バーゼル委ではトレーディング勘定の抜本の見直しの議論を進めてきた。とくに現行の標準的方式については、リスク感応度が低い、分散効果の認識が限定的、複雑な商品のリスク捕捉が不十分といった課題が指摘されてきた。標準的方式として、13年10月公表の第2次市

中協議文書では個別商品のキャッシュフローを年限別のグリッドに分解する方式が提案されていたが、昨年12月公表の3回目の市中協議文書では新たにリスク感応度方式（SBA: Sensitivity Based Approach）が提案された。SBAの大きな特徴は、金融機関がリスク管理の実務で用いているリスク感応度（リスクファクターの変動に対する価格変動を表わす指標）を使用する点である。

SBAでは、マーケットリスクを一般金利リスク、信用スプレッドリスク、株式リスク、コモディティリスク、外国為替リスクの五つの資産クラスに分類し、各資産クラスの資本賦課額の合計により総資本賦課額を計

算する。また、市場変動によってとらえられないデフォルトリスクは、SBAとは別の計測手法により捕捉することを求めている。

各資産クラスの資本賦課額は、デルタリスク（リスクファクターによる一次変化）、ベガリスク（ボラティリティによる一次変化）、カーベチャールリスク（リスクファクターによる高次変化）の合計として計算される。ベガリスクとカーベチャールリスクは、オプション等の非線形商品のみが計算対象になる。金融機関の算定するリスク感応度と、バーゼル委が設定するリスクウェイトと相関係数の三つをインプットパラメータとし、所定の計算式により資本賦課額の計算

を行う。

SBAは、標準的方式を内部モデルのフォールバックとすべく、リスク感応度の向上に重点をおいて設計されてきた。多様なリスクファクターの採用や、相関係数を通じたベシスリスクの捕捉により、より複雑な商品にも対応可能となっている。他方で、リスク感応度は各金融機関のプライシングモデルに依存するため、計算方法の簡素化や比較可能性をどう確保するかが今後の最終化に向けた課題といえるだろう。

内部モデル採用行はデスクごとにモデルパフォーマンスの評価が求められる、要件を満たさないデスクは標準的方式の使用が強制される。直近の資本フロアの議論等もふまえると、今後、SBAのリスクウェイトや相関係数がどのような水準に設定されるかが内部モデル採用行にとっても重要になってくる。

（本稿における意見は執筆者の個人的見解であり、必ずしも金融庁・日本銀行の公式な見解を表わすものではない。）